

小浜市国民健康保険高額療養費の支給申請に係る手続の簡素化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定に基づき、高額療養費の支給申請に係る手続を省略すること（以下「手続きの簡素化」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 手続の簡素化を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険税の滞納がない世帯の世帯主とする。

(申請)

第3条 手続の簡素化を希望する対象者は、小浜市高額療養費自動償還申請書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者について、以後の月間の高額療養費に係る支給申請手続きを省略させることができる。

(支給決定)

第4条 前条第1項の規定による申請を行った者が高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、対象者に通知するものとする。

(振込先の変更)

第5条 対象者は、申請した振込先に変更が生じた場合には、遅滞なく、小浜市高額療養費自動償還申請書（別記様式）により、市長に申し出るものとする。

(手続きの簡素化の解除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手続きの簡素化を解除することができるものとする。

- (1) 対象者から解除の申出があったとき。
- (2) 国民健康保険税を滞納したとき。
- (3) 療養の給付に係る一部負担金の未払があることが明らかになったとき。
- (4) 世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者の資格に異動があったとき。
- (5) 対象者が指定した金融機関の口座に高額療養費を振り込むことができなくなったとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。